

「2ちゃんねる」事件

(東京高判平成17年3月3日, 平成16年(ネ)第2067号)

平成18年度著作権委員会

石井 茂樹

目次

1. 事件の意義
2. 事件の概要
3. 主な争点
4. 原審の判断(東京地判平成16年3月11日, 平成15年(ワ)第15526号)
5. 判示事項 ~控訴認容(請求認容)~
6. 考察

.....

1. 事件の意義

装置を提供している者は物理的な侵害行為は行わないものの、提供する装置の利用者が侵害行為を行う場合がある。かかる場合に、装置を提供したにすぎない者に対して差止請求等を請求することができるか否かという点に関しては、従来より、カラオケに関する判例を中心に争われてきた。

近年、IT技術の急速な発達に伴い、インターネット接続業者やホームページ開設者等、新たな侵害関与の類型が出現しており、このようなサービス業者に対して責任を問えるか否かが争われるケースが増えてきている。本件もそのような事例の一つである。

2. 事件の概要

本件は、対談記事が収録された書籍(以下、「本件書籍」という)について著作権を共有する漫画家X₁と出版社X₂(以下、あわせて「X」という)が、インターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」を運営するYに対し、その電子掲示板上に上記対談記事が無断で掲載されたのは、Xの送信可能化権を侵害するものとして、Yに対し対談記事の送信可能化等の差止めと損害賠償を求めた事案である。

なお、本件の経緯を記すと、以下の通りである。

① X₁は、漫画「罪に濡れたふたり」を著作し、X₂は、書籍「ファンブック 罪に濡れたふたり～

Kasumi～」(本件書籍)を編集、発行した。

本件書籍は、漫画、小説及びX₁の対談記事(以下、「本件対談記事」という)などから構成されている。

② Yは、インターネット上に「2ちゃんねる」と称する電子掲示板を開設し、運営しているところ、電子掲示板の「みんなうんざりだって★A」と題するスレッド上に書き込まれた文章中に、本件各対談記事を順番に転記した文章があり、そこには本件対談記事がほぼそのまま掲載されていた。

③ X₂の編集長は、Yに対し、本件各発言の掲載が著作権侵害であると警告し、速やかな削除を要請したが、Yは、「削除掲示板へおねがいします」とのみ記載された電子メールを編集長に送信するにすぎなかった。

なお、Yは電子掲示板の発言の削除に関して「削除ガイドライン」を定めて運用しており、それによると、発言の削除を希望する場合には、「削除要請版」と称する電子掲示板にあるスレッドに削除要請の旨を書き込むという方法のみによって発言の削除を求めることができる、とされていた。

3. 主な争点

Xが、Yに対して、各発言の自動公衆送信又は送信可能化の差止めを請求することができるか否か

4. 原審の判断(東京地判平成16年3月11日, 平成15年(ワ)第15526号)

裁判所は、「(著作権法112条1項)に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である。」という原則論を掲げ、本件においては、「被告は本件電子掲示板を設置、運営する者であるが、本件電子掲示板は300種類以上の個別のテーマの電子掲示板から構成さ

れ、各個別のテーマの電子掲示板の中に多数のスレッドが存在していること、本件電子掲示板は公衆の用に供されている電気通信回線（インターネット）を介して無料でだれでも利用することができ、発言をしようと思う者は自由にスレッドに書き込みを行うことができるものであること、書き込まれた発言は直ちに機械的に送信可能化され、被告は送信可能化前に書き込みの内容をチェックしたり、変更したりすることはできないこと、本件各発言も、利用者たる本件発言者が本件スレッドに書き込んだものが機械的に送信可能化され、自動公衆送信されたものであること等の事情……に照らせば、本件各発言について送信可能化を行って本件各発言を自動公衆送信し得る状態にした主体は本件発言者であって、被告が侵害行為を行う主体に該当しないことは明らかである。そうすると、原告らは、被告に対して本件各発言の送信可能化又は自動公衆送信の差止めを請求することはできないものというべきである。」として、Xの請求を棄却している。

本判決において、差止請求の相手方を「侵害行為を行う主体」に限る理由については、「民法上、所有権に基づく妨害排除請求権は、現に権利侵害を生じさせている事実をその支配内に収めている者を相手方として行使し得るものと解されているものであり、このことからすれば、著作権に基づく差止請求権についても、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るものと解すべきだからである。……著作権について、……権利侵害を教唆、幫助し、あるいはその手段を提供する行為に対して、一般的に差止請求権を行使し得るものと解することは、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾するだけでなく、差止請求の相手方が無制限に広がっていくおそれもあり、ひいては、自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないものであって、到底、採用できないものである。」と述べている。

5. 判示事項 ～控訴認容（請求認容）～

裁判所は、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、

著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべきである。」と判断し、本件においては、「本件各発言の記載自体から（著作権侵害を）極めて容易に認識し得た態様のものであり、本件掲示板に本件対談記事がそのままデジタル情報として書き込まれ、この書き込みが継続していたのであるから、その情報は劣化を伴うことなくそのまま不特定多数の者のパソコン等に取り込まれたり、印刷されたりすることが可能な状況が生じていたものであって、明白で、かつ、深刻な態様の著作権侵害であるというべきである。被控訴人としては、編集長Aからの通知を受けた際には、直ちに本件著作権侵害行為に当たる発言が本件掲示板で書き込まれていることを認識することができ、発言者に照会するまでもなく速やかにこれを削除すべきであったというべきである。にもかかわらず、被控訴人は、上記通知に対し、発言者に対する照会すらせず、何らの是正措置を取らなかったのであるから、故意又は過失により著作権侵害に加担していたものといわざるを得ない。……被控訴人は、著作権法112条にいう『著作者、著作権者、出版権者……を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に該当し、著作権者である控訴人らが被った損害を賠償する不法行為責任があるものというべきである。なお、著作権者が発言者に対して著作権侵害に係る発言の削除の要請をするのが容易であるならば、掲示板の運営者が著作権侵害をしていると目すべきでないこともあり得ようが、本件掲示板においては、発言者の実名、メールアドレスなどの発信者情報を得ることはできず、本件各発言の削除要請が容易であるとは到底いうことができない。」として、Xの請求を認容している。

6. 考察

本判決のように、物理的な侵害行為を行わず、侵害行為に必要な装置やサービスを提供しているにすぎない者に対して差止め等を請求できるか否か、という点については、著作権法上、明文の規定がないことから問題となる。

この点に関するリーディングケースは、著作権使用料を支払わずに客や従業員にカラオケ伴奏により楽曲を歌唱させたカラオケスナックの経営者の責任が問題

となった「キャッツアイ事件」（最判昭和63年3月15日，昭和59年（オ）第1204号）である。

当該事案において，最高裁は，以下のように，①「支配管理性」と②「営業上の利益帰属」という2つの要素を基準として，カラオケスナックの経営者を「著作権侵害の主体」と認定している。

「上告人らは，上告人らの共同経営にかかる原判示のスナック等において，カラオケ装置と，被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き，ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し，客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め，客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ，また，しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ，もつて店の雰囲気作りをし，客の来集を図つて利益をあげることを意図していたというのであり，かかる事実関係のもとにおいては，ホステス等が歌唱する場合はもちろん，客が歌唱する場合を含めて，演奏（歌唱）という形態による当該音楽著作物の利用主体は上告人らであり，かつ，その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし，客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり，客のみが歌唱する場合でも，客は，上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく，上告人らの従業員による歌唱の勧誘，上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲，上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて，上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され，他方，上告人らは，客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ，これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気を醸成し，かかる雰囲気を好む客の来集を図つて営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであつて，前記のような客による歌唱も，著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。」

そして，以後の下級審判決においても，「著作権侵害の主体」となり得るか否かの認定にあたっては，①

「支配管理性」と②「営業上の利益帰属」という2つの要素を基準に判断されている（例えば，「ビッグエコー事件」（東京地判平成10年8月27日，平成9年（ワ）第19839号），「バレエ振付事件」（東京地判平成10年11月20日，平成8年（ワ）第19539号），「ファイルログ事件」（東京地判平成17年3月31日，平成16年（ネ）第405号）等。なお，「ファイルログ事件」では，その他に「サービスの質」という要素もが参酌されている）。

また，その他に，物理的な侵害行為を行っていない者が差止請求等の相手方となり得るか否かが争われた事案として，「ヒットワン事件」（大阪地判平成15年2月13日，平成14年（ワ）第9435号）がある。

同事件は，音楽著作権の管理等を目的とする音楽著作権管理事業者である原告が，通信カラオケ装置のリース業を営む被告に対し，被告が原告の管理に係る音楽著作物の使用について許諾を得ていない飲食店93店舗に対し通信カラオケ装置をリースしているとして，著作権法第112条第1項に基づき，同飲食店に対して同音楽著作物のカラオケ楽曲データの使用禁止措置をとることを請求した事案である。

裁判所は，被告を「著作権侵害行為の主体そのものとみることはできない」が「本件各店舗による管理著作物の利用を幫助する者である」と判断した。そして，以下のように述べた上で，かかる者についても，一定の場合には著作権法第112条第1項にいう「著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者」に該当し得ると判断している（なお，「2ちゃんねる事件」の原審においては，当該判決に対応する形で，幫助者を侵害行為に準じる者として差止めを認めることを明確に否定している）。

「著作権法112条1項にいう『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』は，一般には，侵害行為の主体たる者を指すと解される。しかし，侵害行為の主体たる者でなく，侵害の幫助行為を現に行う者であっても，①幫助者による幫助行為の内容・性質，②現に行われている著作権侵害行為に対する幫助者の管理・支配の程度，③幫助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに，幫助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し，当該幫助者が幫助行為を中止する条理

上の義務があり、かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である。けだし、同法 112 条 1 項に規定する差止請求の制度は、著作権等が著作物を独占的に支配できる権利（著作者人格権については人格権的に支配できる権利）であることから、この独占的支配を確保する手段として、著作権等の円満な享受が妨げられている場合、その妨害を排除して著作物の独占的支配を維持、回復することを保障した制度であるといえるところ、物権的請求権（妨害排除請求権及び妨害予防請求権）の行使として当該具体的行為の差止めを求める相手方は、必ずしも当該侵害行為を主体的に行う者に限られるものではなく、幫助行為をする者も含まれるものと解し得ることからすると、同法 112 条 1 項に規定する差止請求についても、少なくとも侵害行為の主体に準じる立場にあると評価されるような幫助者を相手として差止めを求めることも許容されるというべきであ

り、また、同法 112 条 1 項の規定からも、上記のように解することに文理上特段の支障はなく、現に侵害行為が継続しているにもかかわらず、このような幫助者に対し、事後的に不法行為による損害賠償責任を認めるだけでは、権利者の保護に欠けるものというべきであり、また、そのように解しても著作物の利用に関わる第三者一般に不測の損害を与えるおそれもないからである。」

本件「2ちゃんねる事件」の控訴審判決は、電子掲示板の運営者に関して、上掲「ヒットワン事件」のように「侵害行為の幫助者」と位置づけたわけではなく、あくまでも「侵害行為の主体」と認定している。しかしながら、「侵害行為の主体」と認定するための 2 要素のうち「営業上の利益帰属」が存在していない点で、「キャッツアイ事件」より続いている法理に立脚したものともいえない。

本判決の判示事項によれば、「侵害行為の放置」自体をもって著作権侵害行為と評価しており、本判決は、電子掲示板の特殊性に鑑みた判決といえよう。

(原稿受領 2006.6.15)